

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立陶芸の森	
所管課	商工観光労働部モノづくり振興課	
現行指定管理者	公益財団法人滋賀県陶芸の森	
設置年月	平成2年6月	
所在地	甲賀市信楽町勅旨2188-7	
設置目的	県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とすることにより県の陶器産業の振興と文化の向上を図る。	
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地面積 約400,000㎡ 2. 施設の構成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公園(多目的広場、野外展示場、遊歩道等) (2) 陶芸館 (3) 創作研修館(管理棟、窯場、研修棟、宿泊棟等) 3. 主な事業内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県民に親しまれる施設運営に関する事業 (2) 陶芸文化の向上と交流に資する事業 (3) 陶器産業の振興に関する事業 	
管理経費(令2見込額)	233,896千円	
財源内訳	利用料金収入(令2見込額)	28,443千円
	指定管理料(令2予算額)	173,539千円
	その他収入(令2見込額)	31,914千円
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度から指定管理者制度を導入し、これまで非公募で指定管理者を選定 期間：第3期5年間(H28.4.1~R3.3.31) 第2期5年間(H23.4.1~H28.3.31) 第1期5年間(H18.4.1~H23.3.31)
	方針	「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン」に沿って、公募することとする。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	5年間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)
備考		